

第 6539 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 10月 12日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 非上場株式のみなし譲渡課税に係る時価

**Q**：非上場株式のみなし譲渡課税に係る時価の算定方法が明確にされたそうですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

非上場株式のみなし譲渡課税とは、個人が法人へ非上場会社の株式(非上場株式)を適正時価の2分の1未満で譲渡した場合に時価で譲渡したものとみなして課税するというものです。

このたび、この非上場株式のみなし譲渡に係る時価の算定方法を定めた通達が公表され、配当還元方式が適用できるのは、その非上場株式の譲受人ではなく譲渡人である株主が少数株主に該当する場合であることが明確にされました。

また、非上場株式を譲渡又は贈与した個人が、譲渡又は贈与直前に発行会社にとって「中心的な同族株主」に該当する場合には、その非上場株式は常に「小会社」の株主として類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式の評価に使うLの割合を0.5としたうえで、その併用方式、又は純資産価額方式のいずれかで評価することも明らかにされています。

そして、この際の類似業種比準方式で適用する斟酌割合(大会社=0.7、中会社=0.6、小会社=0.5)については、中心的な同族株主であっても小会社の0.5を使うのではなく、評価通達に定める従業員や会社規模などに応じた斟酌割合を使うことが示されています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】